

南相馬市農業農村活性化施設条例施行規則

平成 18 年 1 月 1 日

規則第 118 号

改正 平成 20 年 12 月 19 日規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南相馬市農業農村活性化施設条例（平成 18 年南相馬市条例第 162 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可等の手続)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により、許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、農業農村活性化施設利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 指定管理者は、農業農村活性化施設(以下「施設」という。)の利用を許可したときは、農業農村活性化施設利用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 施設の利用の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、農業農村活性化施設利用変更許可申請書（様式第 3 号）に、前項の規定により交付を受けた許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。この場合において、利用の日時を変更しようとするときは、利用開始の日の 10 日前までに提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項に規定する変更を許可したときは、農業農村活性化施設利用変更許可書（様式第 4 号）を申請者に交付するものとする。

(利用者の守るべき事項)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項に定める条件は、次のとおりとする。

(1) 建物、設備等に変更を加える必要があるときは、その変更の内容を記載した書面を提出し、指定管理者の承認を得ること。

(2) 施設の使用を終了したときは、直ちに設備、器具等を原状に回復し、清掃の上指定管理者に引き継ぐこと。

(3) みだりに施設内に広告物等を掲示し、又は配布しないこと。

- (4) 施設内の風紀及び秩序を乱さないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する事項
(立入調査等)

第4条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、係員をして利用者に対し、必要な指示をし、又は利用の状況を調査させることができる。

(利用料金の減免)

第5条 条例第9条に規定する利用料金の減免は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市並びに市内に設置されている小学校、中学校、幼稚園、保育所及び社会福祉施設(以下「学校等」という。)が行事計画に基づき主催して行う宿泊を要しない行事 全額
- (2) 市及び学校等が行事計画に基づき主催して行う宿泊を要する行事 半額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が市長と協議の上定める額

2 利用料金の減免を受けようとする者は、農業農村活性化施設利用許可申請書を提出する際に、あわせて農業農村活性化施設利用料金減免申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を返還するものとする。

- (1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 全額
- (2) 利用者の責めに帰さない理由により利用ができなくなったとき 指定管理者が市長と協議の上定める額
- (3) 利用開始の日前10日までに利用の取消しについて届出があったとき 全額
- (4) 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の許可を受けたとき 変更部分に相当する額

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとするときは、農業農村活性化施設利用料金返還申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(公募に明示する事項)

第7条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事

項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定基準
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（指定管理者の申請）

第8条 条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類するもの
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（選定結果の通知）

第9条 市長は、条例第16条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、速やかにその結果を申請団体に通知するものとする。

（協定書に定める事項）

第10条 条例第19条の協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 施設の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項

- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(市長による管理)

第11条 第2条から第6条まで及び様式第1号から様式第6号までの規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条から第4条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条中「農業農村活性化施設利用料金減免申請書」とあるのは「農業農村活性化施設使用料減免申請書」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「農業農村活性化施設利用料金返還申請書」とあるのは「農業農村活性化施設使用料減免申請書」と、様式第1号から様式第4号まで中「指定管理者」とあるのは「南相馬市長」と、様式第5号中「農業農村活性化施設利用料金減免申請書」とあるのは「農業農村活性化施設使用料減免申請書」と、様式第6号中「農業農村活性化施設利用料金返還申請書」とあるのは「農業農村活性化施設使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「南相馬市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条から第6条まで、第10条及び第11条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過装置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の原町市農業農村活性化施設条例施行規則(平成2年原町市規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

農業農村活性化施設利用許可申請書

利用者	住所 (所在地)			連絡先
	団体名			電話番号
	氏名 (代表者)			()
次のとおり利用したいので申請します。				
利用の目的 及び方法				
利用の日時			年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	人 数 男 人 女 人 日 帰 り (泊)
利用する施設 備品等	施設		備品等	
	種類	利用の単位	品名	利用数
※ 利用料金			円	
特別設備の有無		有 ・ 無	有の場合の内容	

※ 減 免 基 準 規則第5条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 に該当する。

※ 許 可 番 号 ※ 許 可 年 月 日 年 月 日

南相馬市農業農村活性化施設指定管理者

※受付年月日	年	月	日	※受付者			
※決 裁	課長		係長	係		計画表 記入者	

記入上の注意

- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
- 2 ※の欄には記入しないでください。

様式第2号（第2条関係）

農業農村活性化施設利用許可書

利用者	住所 (所在地)			連絡先
	団体名			電話番号
	氏名 (代表者)	様		()
次のとおり利用を許可します。				
利用の目的 及び方法				人数 男 人 女 人
利用の日時		年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		日 帰 り (泊)
利用する施設 備品等	施設		備品等	
	種類	利用の単位	品名	利用数
※ 利用料金		円		
特別設備の有無		有・無	有の場合の内容	

※ 減免基準
規則第5条第1項
<input type="checkbox"/> 第1号
<input type="checkbox"/> 第2号
に該当する。

※ 許可番号
※ 許可年月日
年 月 日

南相馬市農業農村活性化施設
管理者

注意

- 1 施設に入場するときは、本許可書を係員に提示しなければならない。
- 2 本許可書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 建物、設備等に変更を加える必要があるときは、市長の承認を得なければならない。
- 4 施設の使用を終了したときは、直ちに設備、器具等を原状に復し、清掃の上係員に引き継ぐこと。
- 5 みだりに施設内に広告物等を掲示し、又は配布しないこと。
- 6 施設内の風紀及び秩序を乱さないこと。
- 7 係員の指示に従うこと。

様式第3号（第2条関係）

農業農村活性化施設利用変更許可申請書

利用者	住所 (所在地)					連絡先
	団体名					電話番号
	氏名 (代表者)					()
年 月 日付け(許可番号第 号)の許可事項を次のとおり変更したいので申請します。						
許可事項		変更前			変更後	
利用の目的及び方法						
人数		男 人 女 人		男 人 女 人		
利用の日時		年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	日帰り (泊)	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	日帰り (泊)	
利用する施設 備品等	施設	種類	利用の単位	種類	利用の単位	
		品名	利用数	品名	利用数	
	備品等					
※利用料金		円			円	
特可設備の有無	有	内容			有	内容
	無	内容			無	内容

<p>※ 減免基準</p> <p>規則第5条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 第1号</p> <p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p>に該当する。</p>

<p>※ 許可番号</p> <p>南相馬市農業農村活性化施設指定管理者</p> <p>※ 許可年月日</p> <p>年 月 日</p>

記入上の注意

- 1 必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。
- 2 ※の欄には、記入しないでください。

様式第5号（第5条関係）

農業農村活性化施設利用料金減免申請書						年 月 日
南相馬市農業農村活性化施設 指定管理者						所在地 団体名 代表者氏名
次のとおり利用料金の減免を受けたいので、南相馬市農業農村活性化施設施行規則第5条第2項の規定により申請します。						
減免申請の理由						
減免申請の金額		円				
添付書類(学校等が主催する計画等)						
次のとおり決定してよろしいか伺います。						
決	裁	部 長	課 長	係 長	受付者	決 定 年 月 日
						年 月 日
利 用 料 金	減 免 の 根 拠		減免率	減 免 額	減免後の利用料金	
円	規則第5条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号		全 部 一 部	円	円	

記入上の注意

太線内のみ記入してください。

様式第6号（第6条関係）

農業農村活性化施設利用料金返還申請書				年 月 日	
南相馬市農業農村活性化施設 指定管理者					
所在地又は住所 申請者 名称及び代表者氏名 又は氏名					
さきに納付した利用料金を次により返還されたいので申請します。					
施設の種類		利用予定年月日	年 月 日		
許可番号		許可年月日	年 月 日		
既納の利用料金	円	利用料金納付年月日	年 月 日		
利用料金の返還を申請する理由					
次のように決定してよろしいか伺います。					
課長	係長	受付者	決定	年 月 日	
			備考		
利用料金	返還の根拠		返還率	返還金額	返還後の利用料金
円	規則第6条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号		全 額 一 部	円	円

記入上の注意

太線内のみ記入してください。

様式第7号（第8条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

南相馬市長

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

㊟

南相馬市農業農村活性化施設条例第16条第1項の規定に基づき、南相馬市農業農村活性化施設の指定管理者の指定を受けるため、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 4 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- 5 市税の完納証明書

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第2条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第8条関係)